

令和8年度

文京区 国立幼稚園等補助金のお知らせ

国立幼稚園・国立特別支援学校幼稚部（以下「国立幼稚園等」という。）の園児の保護者に対して、

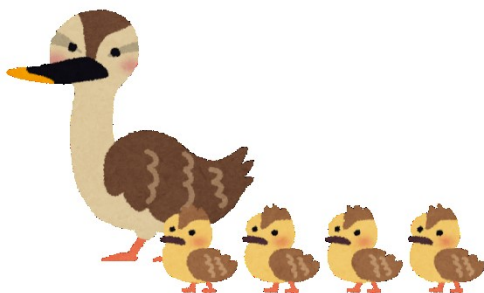
- 「保育料に対する補助金」（「施設等利用費」※詳細は3ページ）
- 「預かり保育料に対する補助金」（子育てのための施設等利用給付認定が2・3号の方のみ）を交付します。

まず初めにこの案内をよくお読みいただき、表紙又は本書5ページ上部に記載されている二次元コードよりご申請ください。年度に一回必ず申請が必要です。なお、本申請を行うと、上記記載のすべての補助金を申請したことになります。

在籍の実態及び利用実績等については、区から直接各国立幼稚園等に確認いたします。ただし、認可外保育施設等の各月の利用実績等については、提出期限までに直接区にご提出ください。

〈目次〉

- 1 交付対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 各種制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 給付金額（限度額）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 給付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について・・・・ 4
- 5 請求手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 請求先及び提出期限について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7



【必ず申請が必要です】

補助金申請はコチラから

（5ページにあるものと同一です）

※パンフレットを一読の上、ご申請ください



<https://logoform.jp/form/6KSu/154773>

文京区こども未来部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12階 TEL:03-5803-1823 (直通)

★このパンフレットは、令和9年5月末まで大切に保管して、ご活用ください★

※なお、当パンフレットの内容は令和8年5月現在の内容です。その後、変更が生じる場合もございます。

1 交付対象者について【はじめにご確認ください】



無償化の対象となるためには、幼稚園の在籍開始日より前に「子育てのための施設等利用給付認定（以下「認定」という。）」を受ける必要があります。認定申請を受けていない期間は補助金支給の対象外となります。なお、認定日は遡ることができず、認定がない期間は補助金の対象外となりますのでご注意ください。

- ・今年度新規入園された方については 3 月頃に認定通知書をお送りしております。ご自身が取得された認定については、お手元の認定通知書をご確認ください。認定を取得しているか確認したい場合には表紙記載の電話番号へお問い合わせください。
- ・新たに文京区へ転入された方は、転入日から 14 日以内に認定の申請をしてください。転入日から 14 日を超えた場合、区が申請を受け付けた日から認定開始となります。前自治体で認定を取得していた場合も転入後自治体で認定の取得が必要となりますので、必ずお手続きください。
- ・既に在籍しており、昨年度より補助金を支給されている場合には認定を取得されております。認定種別の変更や要件変更がない場合、改めての認定申請は必要ございません。

認定の種別とは・・・

- 1号認定 … 施設の利用を開始する時点で 3 歳から 5 歳までであり、保護者全員に「保育の必要性」※がない方
- 2号認定 … 施設の利用を開始する年度の 4 月 1 日時点で 3 歳から 5 歳までであり、保護者全員に「保育の必要性」がある方
- 3号認定 … 施設の利用を開始する年度の 4 月 1 日時点で 0 歳から 2 歳までであり、保護者全員に「保育の必要性」がある 非課税世帯の方（認定期間は非課税の間のみ）

※「保育の必要性」についての詳細は 3 ページ「1-2 預かり保育部分まで対象」参照

※認定手続きに関する詳細については右記の二次元コード、又は URL からご確認ください。



同ページ内に認定申請の電子フォームもありますので、ご活用ください。

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>」※補助金申請ではありません。

※【2号・3号認定を取得している方】は毎年 12 月頃に行われる現況確認を必ずご対応ください。現況届の提出がない方については最長で当年度 4 月まで遡って 2 号または 3 号認定の取り消しを行います。認定を取り消された期間の預かり保育料補助金については返還が必要になりますのでご注意ください。なお、対象者の方には 12 月頃に区より郵送でご案内いたしますので、現時点で「保育の必要性」の証明書類の提出は必要ございません。

【よくある！Q&A】

Q.認定の手続きをしていませんでしたが、その期間は補助対象になりますか？

A. 認定期間をお持ちでない期間は『補助金支給対象外』です！

至急、手続きを行うようにしてください。なお、認定開始日を遡ることはできませんのでご注意ください。

電子フォーム(<https://logofom.jp/form/6KSu/344575>)からもご申請いただけます。

！ 認定申請と今回の補助金申請は別の申請になります。認定を取得している場合も必ず補助金申請を行ってください。

※認定申請はあくまで補助対象となるための申請です。補助金の支給を受けるためには、必ず補助金申請が必要です。補助金申請がない場合には支給できません。

1-1 幼稚園基本部分

⇒園児及び保護者（請求者）が、以下のすべてにあてはまる場合に交付対象となります。

- (1) 満3歳児クラスから5歳児クラスに在園していること(国立幼稚園等が独自に実施するプレ幼稚園は対象外です。)
- (2) 園児及び保護者（請求者）が文京区に住民登録があり、原則として現にそこに居住し、そこから通園していること
- (3) 園児及び保護者（請求者）が同一世帯であり、かつ生計を一つにしていること
※ 保護者の一方が単身赴任等で、園児と別世帯の場合は、現に園児と一緒に暮らしている方が請求者となります。
- (4) 保護者が国立幼稚園等に入園料・保育料(以下「保育料等」という。)を納入していること
- (5) 認可保育所、認定こども園、企業主導型保育事業及び子ども・子育て支援新制度移行幼稚園に在園しながら、国立幼稚園等を利用していないこと
- (6) 文京区から、認定(1号から3号認定のいずれか)を受けていること

1-2 預かり保育料まで対象

⇒園児及び保護者（請求者）が、以下のすべてにあてはまる場合に交付対象となります。

- (1) 「1-1 幼稚園基本部分」の(1)から(5)までに該当していること
- (2) 文京区から、保育の必要性がある2号又は3号認定を受けていること

※ 2号認定又は3号認定を受けるには、保護者全員が以下の要件のいずれかに該当している必要があります。

「保育の必要性」の事由	
就労(予定含む)(給与所得者・自営業者)	月48時間以上の就労をしている
就学	学校教育法に規定された学校等に在学している
求職活動	求職活動を継続的に行っている(原則 3 ヶ月。年度に一回のみ更新可※最長 6 ヶ月)
疾病 障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有している
妊娠・出産	妊娠中又は出産直後(出産日から起算して 57 日目が経過する月の末日まで)である
看護・介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している
育児休業取得時の継続利用	園児のきょうだい(弟・妹)の育児休業を取得しながら、園児が引き続き在籍している幼稚園を利用している
その他法令で定めるもの	DV・虐待・災害復旧など(※詳細はお問合せください。)

2 各種補助制度について

2-1 保育料に対する給付金

⇒幼稚園基本保育部分に対する給付金です。対象となる経費は、保育料と入園料（初年度のみ）です。

- (1) 給付金額の詳細は、『3 給付金額（限度額）について』をご覧ください。
- (2) 給付金額は、保護者が国立幼稚園等に納入した金額を上限とします。給付金額が保育料等の金額を上回った場合、給付金額を調整（減額）します。また、月途中に入退園、転入・転出があった場合、日割にて給付金額を決定します（1日付転入の場合は、転入月から起算します。）。

2-2 預かり保育料に対する給付金 （詳細は6ページ『5-2 預かり保育料に対する給付金』をご確認ください）

⇒預かり保育や認可外保育施設等（対象となる範囲は園により異なります。）を利用した場合に交付される給付金です。

⇒「保育の必要性」の認定が**2号又は3号の方が対象となります。**

- (1) 2号認定者：**【幼稚園での預かり保育】** 〈日額450円×利用日数〉と実支出額のいずれか少ない額
【認可外保育施設での預かり保育】〈月額 11,300 円〉と実支出額のいずれか少ない額
- (2) 3号認定者：**【幼稚園での預かり保育】** 〈日額450円×利用日数〉と実支出額のいずれか少ない額
【認可外保育施設での預かり保育】〈月額 16,300 円〉と実支出額のいずれか少ない額

【例】1か月で20日間預かり保育を利用し、10,000 円を支払った場合の支給額は、9,000 円（日額 450 円×20 日）

※2 令和8年10月以降に補助額が変更となります。詳細は6ページをご確認ください。



3 給付金額(限度額)について

幼稚園区分	給付金額（月額）
国立幼稚園	8,700 円
国立特別支援学校幼稚部	400 円

4 給付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について

文京区では償還払いを採用しています。保育料等は国立幼稚園等にお支払いください。その後文京区より、下記日程で電子申請に入力いただいた口座へ給付金を振り込みます。

支給時期	対象期間	補助金申請 提出〆切	交付額決定通知書	振込時期
上期	令和8年4月～令和8年9月	6月26日(金)提出分	11月中旬	11月中旬
下期	令和8年10月～令和9年3月	3月5日(金)提出分	5月中旬	5月中旬

※上期・下期どちらかに一度申請すれば通年分の補助金を支給いたします。なお、下期の補助金申請提出〆切に提出した場合、上期分は下期交付時に併せて支給いたします。

5 請求手続きについて

補助金申請はコチラから↓

5-1 補助金申請フォーム

⇒ 電子申請により受け付けます。右図の二次元コードよりご申請ください。

なお、年度ごとに申請が必要です。

本申請をすることによって、

- ・保育料に対する補助金
- ・預かり保育料に対する補助金 のすべてを申請したことになります。



<https://logoform.jp/form/6KSu/1547732>

年度ごとに申請が必要なため、昨年度申請した場合も必ず今年度申請をしてください。

※補助金申請は認定申請とは異なる申請です。フォームタイトルが「令和8年度文京区国立幼稚園等補助金申請」であることを確認した上で、ご申請ください。

※きょうだいがいる場合、園児ひとりにつき、一回申請が必要になります。

※年度内に転園した場合、転園前の幼稚園と転園先の幼稚園で2回申請が必要となります。

【申請時チェックリスト】

- 申請者と口座名義人が合致していますか？
- 振込先口座の金融機関名と金融機関コード、支店名と支店コード、口座番号に誤りはありませんか？
- 申請完了後、登録メールアドレス宛てに送信完了メールが届いていますか？

※上記のいずれかにが入っていない場合、区から不備確認のメールをお送りする場合がございます。

また、不備修正をしない場合には補助金が支払われないこともございますのでご注意ください。

【よくある！Q&A】

Q. 昨年度も申請しましたが、今年も申請する必要がありますか？

A. 毎年度必ず一回申請が必要です！ 補助金申請がない場合、補助金は支給されません。

なお、上期に申請をした場合、下期に申請をする必要はありません。園児ひとりにつき、一回ご申請ください。

Q. 申請後に振込先口座や追加提出書類の提出をしたい場合にはどうすればいいですか？

A. 修正フォーム(<https://logoform.jp/form/6KSu/1547428>)より申請ください。

※こちらは補助金申請ではありません。必ず先に補助金申請をしてください。

修正フォーム QR



Q. 上期の期限までに申請できませんでした。4月から9月までの給付金は受け取れますか？

A. 今年度の最終締切日まで電子申請いただければ、下期支給時に4月から3月までの給付金を交付します。なお、認定が無い期間は、給付金を支給することはできません。

Q. 園児は母親と文京区に住み、父親は区外に住んでいます。どちらの自治体に申請すればいいですか？

A. 文京区(園児の住所地)に申請してください。園児と同居の保護者名にて申請していただくことになります。

Q. 同一年度内に転園をしました。以前に通園していた園で申請しましたが、再度申請する必要はありますか？

A. 園ごとに申請をお願いしております。お手数ですが、転園後の施設分もご申請ください。

Q. 国立の特別支援学校幼稚部と区立幼稚園に在園しています。国立の特別支援学校幼稚部が給付対象外となるのはなぜですか？

A. 基本保育料の無償化対象となるのは、児童1人に対して1園までです。区立幼稚園で既に保育料が無償化の対象となっているため、国立の特別支援学校幼稚部は給付対象(無償化)とすることは出来ません。

Q. 幼稚園は変わらず、7月15日に杉並区から文京区へ転入します。申請はどうすればいいですか？

A. 当該年度居住していた全ての自治体(この場合は杉並区と文京区)で認定申請と補助金申請が必要です。
まずは、転入日から14日以内に文京区で認定の手続きをし、その後、園から渡される補助金の申請書を提出してください。

7月分は原則、各自治体から日割りで支給されます(7月14日までが杉並区、15日以降が文京区)。

Q. 退園した(引越した)のですが、何か手続は必要ですか？

A. 次の事情が発生した場合は、速やかに文京区幼児保育課へ変更届をご提出ください。

なお、内容により他の書類をお願いする場合がございます。様式は窓口、区ホームページ(以下「区HP」という。)にあります。

- ① 幼稚園を退園・転園 ② 文京区内で転居 ③ 文京区外へ転出(申請者のみがする場合を含む。)
 - ④ 婚姻・離婚等により氏名や世帯の状況が変わる ⑤ 交付決定前に住民税の所得割額が変更された等
- また、電子フォーム(<https://logoform.jp/form/6KSu/612391>)からもご申請いただけます。

変更届 QR



5-2 預かり保育料に対する給付金(2号又は3号認定を持っている方)

認可外保育施設等の利用実績について、該当月分の支払証明書(区様式有)を区に直接ご提出ください
提出締切までにご提出がない場合には支給されません。

支払証明書は、以下のとおり二次元コード及び URL からダウンロードできます。

国立幼稚園 URL : <https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001708.html>



国立幼 QR



国立特別支援学校幼稚部 URL : <https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001709.html>



特別支援学校幼稚部 QR

※対象となる認可外保育施設は、確認を受けた施設のみです。

※通われている国立幼稚園等の無償化対象範囲(認可外保育施設まで対象となるか等)や、利用する認可外保育施設が確認施設か(給付の対象となるか)については、以下二次元コード及び URL から確認できます。

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001715.html>」



※令和8年10月より、幼稚園の預かり保育補助額が「日額490円×利用日数」と実支出額のいずれか少ない額」、認可外保育施設の預かり保育補助額が「2号認定者の場合〈月額 12,300円〉、3号認定者の場合〈月額 17,700円〉と実支出額のいずれか少ない額」へ変更となります。

【よくある！Q&A】

Q. 通園している幼稚園で預かり保育を実施していません。どのような場合に給付の対象となりますか？

A. 2号又は3号認定をお持ちの児童が、対象施設として所在自治体より確認を受けている、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助支援事業を使用した場合は、給付の対象となります。

Q. 幼稚園の利用後に認可外保育施設等を利用しました。どのように手続きすれば良いですか？
A. 認可外保育施設ごとに、利用した月分すべての 支払証明書(区様式有) を幼児保育課へ、支払証明書提出期限までにご提出ください。区 HP に様式があります(「5-2 預かり保育料に対する給付金」参照)。
Q. 認可外保育施設等が無償化対象であるかは、どのように確認できますか？
A. 各施設に直接お問い合わせください。なお、自治体によっては HP 等に掲載されている場合があります。文京区では、「5-2 預かり保育料に対する給付金」にある二次元コード又は URL から確認できます。
Q. 現在の会社を退職し、大学院に入学します。引続き、預かり保育を利用しますが、補助金をもらうにはどうすれば良いですか？
A. 「保育の必要性」の要件が変更となる場合は、改めて申請が必要です。「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」、会社を退職した日が分かる書類及び新しい「保育の必要性」を証明する書類(要件が変更となる方)をご提出ください。なお、退職後から入学までに期間が空いている場合、その期間は預かり保育料に対する給付金を支給することはできません。様式等は区 HP にあります。
Q. 就労要件で卒園まで2号認定を持っています。今後、就労証明書を提出する必要はありますか。
A. 「保育の必要性」を確認するため、最低、年に1度、「保育の必要性」を証明する書類の提出をお願いしています(現況確認)。提出が無い場合や認定の要件を確認できない場合は、認定期間の変更(短縮)することがありますので、ご注意ください

7 請求先及び提出期限について

提出物	(区) 提出期限	提出先
補助金申請	【第一回】 <u>令和8年6月26日</u>	電子申請 ※年度に一回申請が必要です。
	【第二回】 <u>令和9年3月5日</u> (令和8年度の最終提出期限)	
支払証明書※ (預かり保育料)	【第一回】 <u>令和8年10月9日</u>	文京区幼児保育課 ※窓口もしくは郵送
	【第二回】 <u>令和9年4月8日</u> (令和8年度の最終提出期限)。	
注意事項	<u>最終提出期限を過ぎますと令和8年度の補助金は、原則交付できませんのでご注意ください!</u>	

※ 預かり保育の支払証明書(区様式)の提出が必要な方は、区へ直接ご提出ください。提出が無かった月については、給付の対象とはなりません。提出漏れが無いようご注意ください。

